

## 入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、お知らせします。

令和8年4月15日

秋田市長 沼谷 純

### 1 入札に関する事項

(1)件名	秋田市河辺墓地カロート交換修繕
(2)仕様書・設計書	別紙のとおり
(3)履行場所	秋田市河辺和田字岡村地内 秋田市河辺墓地
(4)履行期間	契約締結日の翌日から令和8年7月31日まで
(5)入札参加要件	1 秋田市内に本社を有していること。 2 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 3 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 4 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団および暴力団員に該当しないことならびにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。 5 市税に滞納がないこと
(6)入札参加申込み	
受付期間	令和8年4月15日(水曜日)から令和8年4月22日(水曜日)まで (※土曜日および日曜日を除く、午前9時から午後5時まで)
受付場所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市市民生活部 生活総務課 墓地・斎場整備担当
(7)入札指名通知	令和8年4月30日(木曜日)までにFAXまたは電子メールで通知
(8)入札	
日時	令和8年5月7日(木曜日) 午前10時30分
場所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所1階 会議室1-A
入札保証金	入札金額の5/100以上(1円未満切上) ただし、秋田市財務規則第109条第1項第1号および第2号の規定のいずれかに該当する場合は入札保証金が免除されます。 納付方法に等ついては、秋田市財務規則および別紙「入札保証金の取扱いに係る説明書」を参照すること。
(9)契約日	落札日から7日以内

## 2 入札参加申込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、期日までに次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けること。
  - ア 公募型指名競争入札参加申込書
  - イ 誓約書
  - ウ 商業登記簿謄本又は法人登記事項証明書（参加申込み時点において、3か月以内に発行されたもので写しも可。）
  - エ 申込み時点において、次の市税に滞納がないことを証明する書類（完納証明書（市税に未納がない証明書）又は納税証明書（固定資産のない場合は資産なし証明書）。各納付書の写しも可。）
    - (ア) 秋田市に納めた法人市民税（直近の営業年度のもので、個人事業者は個人市民税）
    - (イ) 秋田市に納めた固定資産税（令和7年度分）※各証明書は参加申込み時点において、3か月以内に発行されたもので写しも可。
  - オ 入札保証金に関する書類（【入札保証金様式集】入保様式1から3のうち必要なもの）
- (2) 申込書の提出  
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受付しません。  
なお、上記ア、イ、オの様式は、秋田市ホームページから入手すること。

## 3 指名および非指名通知について

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および非指名通知はファックスまたは電子メールで行う。

## 4 入札について

- (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加してください。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格としますので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (3) 最低制限価格は、予定価格の10分の6以上の範囲内で設定しており、その最低制限価格を下回った入札者は、落札者となりません。
- (4) 入札執行回数は、2回を限度とします。
- (5) 地方自治法第234条第3項ただし書きの規定により、調査を実施し、落札業者を決定する場合があります。
- (6) 落札者（契約者）は、秋田市財務規則第130条の規定に基づき、当該契約の履行を保証する「保証人」が契約締結時に必要となる場合があります。

5 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申込者の負担とします。
- (2) 提出された申込書等は、返却しません。
- (3) 問い合わせ先

秋田市市民生活部 生活総務課 墓地・斎場整備担当  
電話 018-888-5624